

議 事 録

会議の名称	令和7年第5回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和7年5月26日(月) 午後2時から 午後2時50分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第26号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (3) 第27号議案 地域計画における目標地区の素案の決定について (4) 第28号議案 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について (5) 報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について (6) 報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (7) 報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (8) 報告第21号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (9) 報告第22号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年第5回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和7年第5回本庄市農業委員会総会議案 3 (別冊) 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく地域計画目標地区の素案について 4 事務局連絡事項 5 (別紙1) 地域計画のアンケートにご協力ください 6 緑の募金にご協力ください
その他特記事項	

主 管 課	農業委員会事務局
-------	----------

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和7年第5回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和7年第5回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程2、あいさつを田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>(田端会長、あいさつ)</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に議席16番清水辰雄委員、議席17番木村文子委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案4件及び報告5件です。</p> <p>はじめに、第25号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第25号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第25号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めらるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページ及び3ページをお願いいたします。申請件数は、売買による所有権移転6件です。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件といたしまして、農地法第3条第</p>

	<p>2項の規定に基づく、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件がございますが、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1から整理番号6までをご説明いたします。はじめに、整理番号1でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。</p> <p>次に整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町元田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席17番木村委員でございます。</p> <p>次に整理番号3でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席19番出牛委員でございます。</p> <p>次に整理番号4でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席7番茂木委員でございます。</p> <p>次に整理番号5でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席7番茂木委員でございます。</p> <p>次に整理番号6でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席15番鈴木委員でございます。</p> <p>整理番号1から整理番号6までの申請地位置図は、4ページから8ページとなります。全ての申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号6までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席12番永尾委員の報告を求めます。</p>
永尾委員	<p>整理番号1について、12番永尾より報告させていただきます。</p> <p>5月20日午前8時30分頃、武政推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、下町児童公園より東に約220メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、米と麦を作付け予定とのこと。受人</p>

	<p>の年齢は50歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします</p>
議長	整理番号2について、議席17番木村委員の報告を求めます。
木村委員	<p>整理番号2について、17番木村より報告させていただきます。</p> <p>5月24日午前9時頃、中里推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は、新元田橋より西に約190メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、きゅうり、ナス、じゃがいもを作付け予定とのことです。受人の年齢は72歳、農業従事日数は300日です。受人は、約2年前より申請地を渡人から借り受けて耕作しております。今回、申請地について渡人から貸借ではなく売買したいとの話があり、申請に至ったとのことです。農機具は、耕うん機4台を所有しており経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地の耕作状況は、保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れもなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号3について、議席19番出牛委員の報告を求めます。
出牛委員	<p>整理番号3について、19番出牛より報告させていただきます。</p> <p>5月19日午前11時頃、小賀野推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書6ページ3-3の地図をご覧ください。申請地は、成就院より西に約60メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、麦を作付け予定とのことです。受人の年齢は62歳、本人の農業従事日数は350日です。農機具はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号4及び整理番号5について、議席7番茂木委員の報告を求めます。

茂木委員	<p>整理番号4及び5について、7番茂木より報告させていただきます。</p> <p>5月19日午前10時頃、戸塚推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては議案書7ページ3-4及び3-5の地図をご覧ください。申請地は、本庄市第二浄水場より西に約90メートル、南に約170メートルに位置しております。申請事由は売買です。申請地は、白菜とキャベツを作付け予定とのことです。</p> <p>受人は主にハウスで洋蘭を生産する農地所有適格法人です。農業に従事する役員の従事日数は300日及び150日です。常時雇用している労働力は、役員を含めて9名です。農機具は、トラクター1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、議席15番鈴木委員の報告を求めます。</p>
鈴木良美	<p>整理番号6について、15番鈴木より報告させていただきます。</p> <p>5月24日午前10時30分頃、高山推進委員と現地確認及び渡人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書8ページ3-6の地図をご覧ください。申請地は、法性寺より南東に約320メートル及び約360メートルに位置しております。申請事由は売買です。申請地は、牧草を作付け予定とのことです。</p> <p>受人は主に飼料用作物の生産や肉牛の飼育、販売を行う農地所有適格法人です。農業に従事する役員2名の従事日数は各250日です。常時雇用している労働力は、役員を含めて24名です。農機具は、トラクター4台、4トントラック2台、家畜運搬車2台、フォークリフト5台を所有し、肉牛約2200頭を飼育しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p>

	<p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第26号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第26号議案をご説明いたしますので、議案書9ページをお願いいたします。</p> <p>第26号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、10ページをお願いいたします。申請件数は、使用貸借権1件、賃借権1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和6年12月5日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、議席15番鈴木委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、11ページをお願いいたします。5-1について、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号2でございます。10ページをお願いいたします。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆の一部、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、基地局作業場用地としての一時転用です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。</p> <p>当該申請地につきましては、借受人の通信事業の基地局設置に伴う作業場用地として、一時転用の許可申請となったものでございます。</p> <p>申請地位置図は、12ページをお願いいたします。5-2について、一時転用は、農地区分にかかわらず許可することができることとされております。</p>

	<p>また、「工事完了後、転用許可期限内に農地へ原状復帰を行う。」旨の事業計画書が提出されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案について、地区担当委員からの報告を求めます。整理番号1について、議席15番鈴木良美委員の報告を求めます。</p>
鈴木良美委員	<p>15番鈴木が報告させていただきます。5月24日午前11時頃、高山推進委員と現地確認をしました。申請地の概要については議案書11ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は、特別養護老人ホーム千鳥の丘から、東に約150メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定です。受人は現在、市外の借家にて妻と子の3人で生活しています。将来のことを考え、自己用住宅の建設を計画し、各地の物件を検討していたところ、祖父の所有する農地を使用してよいと承諾を得ることができましたので、今回の申請に至ったことです。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であり、周辺の農地に支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、議席11番宮部委員の報告を求めます。</p>
宮部委員	<p>整理番号2について、11番、宮部より報告させていただきます。5月22日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書12ページの5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高線松久踏切の南東すぐに位置しております。申請目的は携帯電話基地局新設のための、作業場用地としての一時転用となっております。転用期間は4か月です。</p> <p>受人は、KDDI株式会社と基地局建設の請負契約を締結し、今回、基地局設置に伴い作業スペースを確保する必要性が出てきたため、申請に至ったことです。工事完了後は速やかに耕作の可能な農地に復旧する予定です。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。公共性の高いものであり、一時的な転用のため、転用にあたって特に問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第27号議案「地域計画における目標地区の素案の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第27号議案をご説明いたしますので、議案書13ページをお願いいたします。</p> <p>第27号議案、地域計画における目標地区の素案の決定について、本議案は、農業経営基盤強化促進法、以降「基盤法」と申し上げますが、基盤法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成した目標地区の素案について、別冊のとおり提出することの決定に係る議決を求めるものでございます。</p> <p>基盤法第19条の規定により本庄市が令和7年3月末に策定しました地域計画は、農業者の減少や耕作放棄地の拡大等の課題に対し、農地の集積・集約化に向けた取組として、人・農地プランを法定化し、地域での話し合い、いわゆる協議の場の開催により目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするため定められるもので、計画書と目標地区により構成されております。</p> <p>目標地区とは、地域農業の概ね10年後の将来の在り方について、1筆ごとに農地をどの担い手に集積・集約化するかを表した農地利用の将来図となるものでございます。</p> <p>本議案の内容でございますが、地域計画の実行後においては、新たな担い手の位置付けや耕作者の変更、また、農業以外の利用に係る農地転用に際し地域計画の変更が必要とされており、農業委員会が作成する目標地区の素案についても、基盤法第20条第1項の規定に基づき変更素案の提出が本庄市から求められているものでございます。</p> <p>なお、本庄市においては、年3回を目安に地域計画を変更することを予定しておりまして、その都度、本議案と同様の議案を上程させていただくこととなりますので、ご承知おきをお願いいたします。</p> <p>目標地区の変更素案でございますが、地域計画における目標地区を基として、令和7年4月1日現在において主に利用権設定及び農地中間管理事業による貸借等による耕作者の変更を反映した内容に更新するものでございます。</p> <p>本議案の目標地区の素案につきましては、別冊のとおりでございますが、資料配付の関係上、各地区ともA3縮小版となっており、農地一筆ごとを耕</p>

	<p>作者と紐づけした情報など、地図に表記すべき記載の一部を省略しております。これらの情報を明記した目標地図の素案につきましては、農業委員会が策定するものため、委員の皆様のみ対象となりますが、令和7年6月6日まで、事前にご連絡いただくことにより農業委員会事務局または農政課窓口においてご覧いただくことができますので、お申し付けをお願いいたします。</p> <p>本議案は、あくまで農業委員会が提出する目標地図の素案でございます。実際の目標地図につきましては、今後、本庄市農政課が必要な調整を行い、地域計画の目標地図を作成するため、素案とは若干異なったものになると考えられるものでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から説明がありましたとおりですが、まずはご自身の担当の地区を中心によく見ていただければと思います。これが段々とブラッシュアップされて色付けがされていくわけですが、白い箇所はまだ耕作者が決まっていない農地となります。気になることがあれば、会議終了後に農政課や農業委員会事務局に確認をお願いします。</p> <p>それでは、本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第28号議案「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第28号議案をご説明いたしますので、議案書14ページをお願いいたします。</p> <p>第28号議案、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、本議案は、農業委員会等に関する法律、以降「法」と申し上げますが、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表の決定を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>議案内容ですが、別紙、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、次のとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用による公表でございます。2の公表期間ですが、公表の日から3年間でございます。</p>

「最適化活動」とは、法第6条第2項に規定する「農地の集積」、「遊休農地の解消」及び「新規参入の促進」に係る活動のことをいまして、農業委員会がこの最適化活動を実施することとされているものがございます。

この最適化活動を実施するにあたり、「最適化活動の成果目標」として、毎年3月末までに新年度の活動目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することとされております。

そのうえで、毎年度、「最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況等」と併せて、「農業委員会における事務の実施状況」につきまして、活動年度の翌年度の5月末までに点検・評価し、6月末までに都道府県知事に報告するとともに、埼玉県農業会議を通じて全国農業会議所ホームページにて公表することとされております。

それでは、「令和6年度農業委員会の農地の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」の公表内容についてご説明いたします。15ページをお願いいたします。

はじめに、「I. 農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）」でございます。「1. 農業委員会の現在の体制」及び「2. 農家・農地等の概要」につきましては、令和6年度の最適化活動の目標設定時に農林業センサスや各種統計等から数値を引用したものでございます。

次に16ページをお願いいたします。「II. 最適化活動の実施状況」でございます。

これより項目毎の実績につきましてご説明させていただきますが、お時間の都合上、それぞれの「①現状及び課題」及び「②目標」につきましては、令和6年第4回総会においてご承認いただいておりますので、説明を割愛させていただきます、今回新たに公表する「③実績」を中心にご説明いたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」の「③実績」をご覧ください。「今年度の新規集積面積」でございますが、こちらは上の表「①現状及び課題」の「現状」の中央の「これまでの集積面積」1,063.32ヘクタールのうち、重複して積算した農地があったため、「③の実績」の表に戻って、中段の「今年度末の集積面積（累計）」988.05ヘクタールと整合を取るため、75.27ヘクタールの減とさせていただきました。「今年度末の集積率」は51.5%でございました。

また、その下の「農業委員会の点検結果」でございますが、目標を達成することはできませんでしたので、「目標を達成することはできなかった」とさせていただきます。

次に「(2) 遊休農地の発生防止・解消」の「③実績」についてでございます。17ページをお願いいたします。

こちらは、「ア 既存遊休農地の解消」と「イ 新規発生遊休農地の解消」に分けられております。

まず、「ア. 既存遊休農地の解消」でございますが、解消目標面積3.26ヘクタールに対しまして、3.11ヘクタールの緑区分の遊休農地が解消されまして、目標に対して95.4%の達成状況となりました。

次に、「b. 黄区分の遊休農地の解消」につきましては、遊休農地解消に向けた工程表の策定ができておりません。

次に、「イ. 新規発生遊休農地の解消」でございますが、令和5年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地8.07ヘクタールに対しまして、令和6年度に1.61ヘクタール解消されました。

なお、「④その他」といたしまして、令和6年度に実施した「利用状況調査」及び「利用意向調査」の結果等について記載しております。

その下の「農業委員会の点検結果」につきましては、目標を達成することはできませんでしたので、「今後も引き続き担い手とのマッチングを行っていく必要がある。」とさせていただきます。

次に、「(3) 新規参入の促進」でございます。18ページをお願いいたします。

「③実績」でございますが、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付等を行うことについて同意を得た農地は4.94ヘクタールでございますが、こちらにつきましては、本庄市ホームページ及び本庄市農業委員会広報紙により公表しております。なお、参考といたしまして、令和6年度は、2つの経営体の新規参入者に農地の権利設定を行いました。

その下の「農業委員会の点検結果」につきましては、目標を達成することはできませんでしたので、「新規参入者の定着に向けた農地の確保や継続的な支援が必要である」とさせていただきます。

続きまして、「2. 最適化活動の活動目標」についてでございますが、3つの項目がございます。

まず「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」でございますが、こちらの実績につきましては、19ページの「推進委員等の点検・評価結果」で併せてご説明いたします。

次に「(2) 活動強化月間の設定」と19ページの「(3) 新規参入相談会への参加」についてご説明いたします。令和6年度につきましては、「(2) 活動強化月間の設定」、「(3) 新規参入相談会への参加」とともに実績が伴わず、報

	<p>告としては実績なしとさせていただきました。</p> <p>以上の項目の成果目標及び活動目標の達成状況につきまして、令和5年3月9日付4経営第2784号農林水産省経営局農地政策課長通知の別表により点数を算出し、その合計点により「目標の達成状況の評語」を記載することとされており、令和6年度の達成状況につきましては、今年度の緑区分の遊休農地の解消面積が目標に近い数値となったため、点数が上がり「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。</p> <p>また、その下の項目、「推進委員等の点検・評価結果」でございますが、上記の各項目の成果目標及び活動目標の達成状況に加え、18ページの「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」である10日の達成状況を点数化し、評価したものでございます。「目標に対し期待を上回る結果が得られた」人数が1名、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」人数が5名、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」人数が35名となりました。</p> <p>続きまして、20ページをお願いいたします。「Ⅲ. 事務の実施状況」でございまして、令和6年度の農業委員会における事務の実施状況につきましては、記載のとおりでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、報告でございます。はじめに、報告第18号をご説明いたしますので、議案書21ページをお願いいたします。</p> <p>報告第18号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、22ページ及び23ページをお願いいたします。専決処分件数は、5件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第19号をご説明いたしますので、議案書24ページをお願いいたします。</p> <p>報告第19号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決</p>

処分したのでご報告いたします。

届出内容については、25ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第20号をご説明いたしますので、議案書26ページをお願いいたします。

報告第20号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、27ページ及び28ページをお願いいたします。専決処分件数は、10件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第21号をご説明いたしますので、議案書29ページをお願いいたします。

報告第21号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり提出された報告書を受理したのでご報告いたします。

受理件数は、1件です。報告書は30ページ及び31ページまでのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3か月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものでございます。

続きまして、報告第22号をご説明いたしますので、議案書32ページをお願いいたします。

報告第22号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、事業計画書を受理しましたので別紙のとおりご報告いたします。

事業計画につきましては、33ページをお願いいたします。受理件数は、1件です。農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないものですが、農業上の土地利用との調整を必要とする場合があるため、事前に事業計画書の提出を求めるものでございます。以上でございます。

議長	以上で報告を終了します。これもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。 次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。 (事務局長説明) 以上もちまして、令和7年第5回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。